

期日前投票

4月12日(日)の投票日に仕事や用事などで投票に行けない方は、前もって期日前投票をすることができます。

▼とき 4月4日(土)～11日(土) 午前8時30分～午後8時

▼ところ 市役所 地下教養室

▼持ち物 投票所入場券(入場券が届いていなくても、選挙人名簿に登録されている方であることが確認できれば投票できます。)

投票所入場券

入場券は、4月4日(土)ごろ郵送します。

投票所入場券が届かなかったり紛失したりした場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

※無投票となった場合、入場券は発送しません。

不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、

高浜市以外の市町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院などに入院などしている方は、その施設内で不在者投票ができます。投票日に間に合うよう、早めに請求し、投票してください。

①高浜市以外の市区町村で投票する場合

・高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいか伝えてください。

・交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

②指定病院などで投票する場合

投票用紙などは病院長などを通じて請求することができます。投票は病院長などの管理する場所で行います。

※指定病院とは、県の選挙管理委員会が指定した病院、施設などです。

③郵便などで投票する場合

身体に一定以上の障がいがある方のための制度で、郵便等投票証明書の交付などあらかじめの手続

きが必要です。

郵便などによる不在者投票ができる方は、〈別表〉のいずれかに該当する方です。(詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせください。)

※代理記載制度

郵便などの不在者投票で本人が記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用

紙に記載する制度で、次の方が対象となります。

①身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方

②戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

郵便などによる不在者投票の対象者

〈別表〉

| 障がいの種類 | 交付手帳 | 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 |
|-------------------------------|------|---------|-------------------|
| 両下肢・体幹 移動機能 | | 1級または2級 | 特別項症から第2項症まで — |
| 心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸 | | 1級または3級 | 特別項症から第3項症まで — |
| 免疫の障がい | | 1級から3級 | — |
| 肝臓 | | 1級から3級 | 特別項症から第3項症まで |

| 介護保険 | 介護状態区分 |
|------|--------|
| 要介護者 | 要介護5 |

「郵便等投票証明書」の有効期間

| 郵便などによる不在者投票の対象者 | 有効期間 |
|--------------------|------------------------------------|
| 身体障がいまたは戦傷病にかかる対象者 | 交付の日から7年 |
| 要介護者 | 交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで |

※「郵便等投票証明書」を持っている方は、有効期間を確認してください。